

十日町市体育施設使用料一覧表

② 専用使用料（屋外体育施設）

施 設 名	専用使用料（1時間につき）
笹山野球場	800 円
信濃川運動公園	
野球場（A～C）	500 円（1面につき）
テニスコート	150 円（1面につき）
水沢運動公園	
ゲートボール場	150 円（1面につき）
陸上競技場	
競技場	2,200 円 (ただし、大会等で独占的に利用する場合)
	1,000 円 (ただし、練習会等で他の利用者と共に利用する場合)
夜間照明	700 円
本部、役員室、審判員室、会議室	300 円(1室につき) (ただし、大会等で利用する場合は、競技場の使用料に含まれます。)
中里グラウンド	500 円
夜間照明	7,200 円
庚塚運動場	
野球場	800 円
夜間照明	7,200 円
テニスコート	200 円（1面につき）
夜間照明	700 円（1面につき）
飛渡運動公園	300 円
当間多目的グラウンド	
グラウンド	8,000 円（1面につき）
白倉運動場	300 円
倉俣グラウンド	300 円
松代グラウンド	300 円
松之山グラウンド	500 円
夜間照明	7,200 円
吉田クロスカントリー競技場	
クロスカントリー競技場	4,000 円 (ただし、大会等で独占的に利用する場合)
	1,500 円 (ただし、練習会等で他の利用者と共に利用する場合)
夜間照明	1,200 円
多目的広場	1,000 円
松代クロスカントリーコース	2,000 円 (ただし、大会等で独占的に利用する場合)
	750 円 (ただし、練習会等で他の利用者と共に利用する場合)
松之山クロスカントリーコース	2,000 円 (ただし、大会等で独占的に利用する場合)
	750 円 (ただし、練習会等で他の利用者と共に利用する場合)
総合公園	
野球場	800 円
夜間照明	7,200 円
テニスコート	600 円（1面につき）
夜間照明	700 円（1面につき）

- 1 体育又はスポーツ以外の目的で利用する場合の使用料は2倍とする。
- 2 備考1の規定にかかわらず、営利を目的として利用する場合又は入場料等を徴収して利用する場合の使用料は、3倍とする。
- 3 利用が広域2市町(十日町市、津南町)外の者の場合の使用料は1.5倍とする。
- 4 使用料を1時間について定める場合において、30分以下の使用料は、半額とする。
- 5 利用時間外であっても教育委員会が特別事情があると認めた場合は、使用料を徴収することができる。